

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 5
- ・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 7
- ・ 取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表 8
- ・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 9
- ・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 13

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、新規上場申請者(当取引所に<u>有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)</u>は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>上場日以前に解散会社となる合併(上場会社(当取引所に上場している株券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。))の発行者をいう。以下同じ。))が当事会社となる場合を除く。)</u></p> <p><u>合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)</u></p> <p>(2) <u>上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転(上場会社が当事会社となる場合を除く。)</u></p> <p><u>当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)</u></p> <p>3. <u>上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。))によって設立される会社(外国会社を含む。以下同じ。))が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。))においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</u></p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>当取引所に上場している株券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。))の発行者(以下「上場会社」という。))が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。))によって設立される会社(外国会社を含む。以下同じ。))が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。))においても上場申請できることとし、当該設立</u></p>

る。

4 前3項の規定は、国債証券及び法第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。

(新規上場申請手続)

第3条 新規上場申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1)～(9) (略)

2・3 (略)

4 前条第3項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書（法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者）にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正

前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。

3 前2項の規定は、国債証券及び法第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。

(新規上場申請手続)

第3条 新規上場申請者（当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1)～(9) (略)

2・3 (略)

4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書（法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（法第5条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者）にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂

届出書をいう。) (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b～d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d まで及び i に規定する書類については各 2 部、e から h までに規定する書類については各 1 部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)でない外国会社以外である場合には、a から c までに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a～h (略)

i 内部統制報告書(法第24条の4の4第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する内部統制報告書(同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正内部統制報告書を含む。)

(6)～(8) (略)

6～12 (略)

(上場契約)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条の2の規定の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の

届出書をいう。) (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b～d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d まで及び i に規定する書類については各 2 部、e から h までに規定する書類については各 1 部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)でない外国会社以外である場合には、a から c までに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a～h (略)

i 内部統制報告書(法第24条の4の4第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する(同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正内部統制報告書を含む。)

(6)～(8) (略)

6～12 (略)

(上場契約)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条第1項の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の

上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は第2項第2号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券である場合には、当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

付 則

この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。

上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同条第2項第4号、第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券である場合には、当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第2条から第12条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。</u></p> <p>(<u>上場会社監査事務所等による監査</u>)</p> <p>第32条の2 <u>上場内国会社は、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)の監査を受けなければならない。</u></p> <p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第33条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するとともに、<u>当該体制を適切に構築し運用しなければならない。</u></p> <p>(<u>独立役員等に関する情報の提供</u>)</p> <p>第42条の4 <u>上場内国会社は、独立役員に関する情報及び会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>第44条 削除</p>	<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知は、<u>第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第33条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>上場会社監査事務所等による監査</u>)</p> <p>第44条 <u>上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務</u></p>

所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めなければならない。

付 則

この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、<u>第12条の2第3項</u>若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4)の2 <u>業績</u></p> <p>最近4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。）（上場後3年以内に終了する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、<u>第12条の3第6項</u>若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4)の2 最近4連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。）（上場後3年以内に終了する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の上場申請を行おうとする<u>又は行った者</u>及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(幹事取引参加者の交代等があった場合の対応)</p> <p>第5条 幹事取引参加者は、上場申請を行おうとする<u>又は行った者</u>に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。</p>	<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(幹事取引参加者の交代等があった場合の対応)</p> <p>第5条 幹事取引参加者は、上場申請を行おうとする者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（申請による上場）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第2項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の支払いその他所要の手續きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。このほか、上場申請手續その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。</u></p> <p><u>(3) 第3項に規定する「当取引所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p><u>(4) 第3項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の支払いその他所要の手續きについては、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手續その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。</u></p>	<p>1 第2条（申請による上場）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 第2項に規定する「当取引所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>a～c (略)</p> <p><u>(3) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の支払い等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手續その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。</u></p>
<p>5 第3条（新規上場申請手續）第6項関係</p> <p>(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。</p> <p>(2) 新規上場申請者が外国会社（四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。）で</p>	<p>5 第3条（新規上場申請手續）第6項関係</p> <p>(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。</p> <p>(2) 新規上場申請者が外国会社（四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。）で</p>

ある場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) 第1号から第3号までの規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合には、第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表を提出するものとする。この場合において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

8 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1)・(2)（略）

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (1)に規定する書類

b～i（略）1

10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(5)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(4)（略）

(5) 独立役員（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。）

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合

ある場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(新設)

8 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1)・(2)（略）

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 前(1)に規定する書類

b～i（略）

10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(5)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(4)（略）

(5) 独立役員（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）

a 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同

その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

(d) 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）

(e) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

イ (a)から前(d)までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合

その旨及びその概要

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。）である場合の当該他の会社の業務執行者等

一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

d 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）

e 次の(a)又は(b)に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

(a) a から前 d までに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

(c) 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。）

(6) (略)

(6) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。
- 2 改正後の10の4(5)の規定は、この改正規定施行の日以後に株券の上場を申請する者から適用する。
- 3 上場内国株券の発行者は、改正後の10の4に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成24年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a～e （略）</p> <p><u>f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び流通株式の数については、前eの規定を準用する。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) 純資産の額</p> <p>a・b （略）</p> <p>c <u>前bの場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領5(3)に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負でないことを要するものとする。</u></p> <p>d～f （略）</p> <p><u>fの2 a(b)において、新規上場申請者又はその子会社が上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。</u></p> <p><u>(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）</u> <u>合併主体会社</u></p> <p><u>(b) 株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）</u> <u>株式交換主体会社</u></p> <p>g～l （略）</p> <p>m bから前lまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a～e （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) 純資産の額</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 前bの場合において、<u>直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負でないことを要するものとする。</u></p> <p>d～f （略）</p> <p>（新設）</p> <p>g～l （略）</p> <p>m bから前lまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四</p>

半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「有価証券上場規程に関する取扱い要領5(3)に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 利益の額

a～f (略)

fの2 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定さ

半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 利益の額

a～f (略)

(新設)

れる利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額(cに規定する利益の額をいう。)又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g～m (略)

(6) 時価総額

a～d (略)

e 前(5) f 及び f の 2の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「利益の額(cに規定する利益の額をいう。)」とあるのは「売上高(cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。

f (略)

(削る)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～f (略)

g 新規上場申請者(外国会社を除く。)又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)又は株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8)～(10) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。

g～m (略)

(6) 時価総額

a～d (略)

e 前(5) f の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額(dに規定する利益の額をいう。)」とあるのは「合併主体会社の売上高(cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。

f (略)

g 2(4) e の規定は、第7号の場合に準用する。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～f (略)

g 新規上場申請者(外国会社を除く。)又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8)～(10) (略)